

令和4年12月27日～当面の間
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

大阪府の要請

令和4年12月27日
大阪府料理業生活衛生同業組合

飲食店等への要請(第24条第9項に基づく)

対象施設

【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
(5人以上の来店案内は控えること)
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

①府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策（3密の回避、適切なマスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
- 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの同時流行に備え、高齢者等※1はインフルエンザワクチン接種を検討すること（法に基づかない働きかけ） ※1 予防接種法に基づく定期接種の対象者
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※2及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること ※2 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること

- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 高齢者※2の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※3の徹底 ※3 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、新規陽性者数の増加傾向が続くとともに、病床使用率も 12 月 23 日に 50% を超過し、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」が「非常事態」（赤信号点灯）の目安に到達しました。

現時点では感染拡大のスピードは急激ではないものの、今冬は、季節性インフルエンザの同時流行も想定されることから、これから年末年始にかけて引き続き感染防止対策の徹底が必要です。

このような状況を踏まえ、12 月 26 日、第 84 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府民等への要請について、12 月 27 日から当面の間、引き続き行うことを決定いたしましたので、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料 1 府民等への要請

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/84kaigi.html

問い合わせ先

本通知について

生活衛生室食の安全推進課 門脇・高橋

代表 06-6941-0351（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

代表 06-6941-0351（内線 4947、4955）